

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年1月30日～2020年2月5日)

令和2年(2020年)2月7日

H E A D L I N E S

## 政治

最高裁規律部が地方裁判所判事の職務停止処分を決定  
ドゥダ大統領が司法制度に関する法改正案に署名  
大統領選挙実施日の発表  
ドゥダ大統領による大統領選挙への立候補の意思表示  
ソロフ国家安全保障局長のウクライナ訪問  
チャプトヴィチ外相によるバルト空域警戒任務へのポーランド軍派遣部隊の視察  
ズジコ国防副大臣, StarComCOEを訪問  
マクロン仏大統領のポーランド訪問  
ペンダロフスキ・北マケドニア大統領のポーランド訪問  
チャプトヴィチ外相のブラジル訪問

## 治安等

バス停で発生した暴行・強盗事件  
ヴァツワヴェク公安庁(ABW)新長官の任命  
カミンスキ内務・行政大臣, 欧州委関係者と移民問題に関して協議  
交通違反に対する罰則の強化  
中国人留学生の帰国引き留め

## 経済

英国のEU離脱に関するモラヴィエツキ首相発言  
EU次期中期財政枠組みに関する議論  
50年に1度の深刻な干ばつの予想  
コンチンスキ財務大臣, 欧州復興開発銀行(EBRD)総裁への立候補を表明  
1月の購買担当者景気指数(PMI)  
EU加盟国の最低賃金水準  
ホラワ・インフラ副大臣の新中央空港(CPK)に係る発言  
鉄道企業の投資動向  
Playによる5Gネットワーク立ち上げ  
グダンスクの廃棄物処分プラントへの欧州委からの補助  
新型コロナウイルスの経済的影響  
PGEグループによるドルナ・オドゥラ発電所へのパワーブロックの建設  
電気バス購入に係るEU補助金  
環境・エネルギーに関する世論調査

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意  
欧州でのテロ等に対する注意喚起  
「たびレジ」への登録のお願い  
新型コロナウイルスに関する注意喚起  
新型旅券の交付開始に関する御案内  
大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。  
問合せ先: 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

## 政治 内政

### 最高裁規律部が地方裁判所判事の職務停止処分を決定【2月4日】

4日、最高裁規律部は、ユシュチシン・オルシュテイン地方裁判所判事に対し、40%の減俸の上で職務停止処分とする決定を下した。昨年12月、同部はオルシュテイン地方裁判所長官による同判事の職務停止命令を破棄していたが、再審議により今次決定が下されたこととなる。ユシュチシン判事は、全国裁判所評議会(KRS)評議員の選出プロセスに関するリストの公開を下院に要請しており、同行為が法的根拠のない越権行為にあたる等の理由で、同判事に対する規律手続が行われていた。

### ドゥダ大統領が司法制度に関する法改正案に署名【2月4日】

4日、ドゥダ大統領は、1月23日に下院で再可決された普通裁判所制度法及び最高裁判所法の改正案に署名した。同法案は、裁判官の規律手続きの対象となる行為の明確化や最高裁判所第一長官の選出方法の変更等につき規定している。同法案は6日

に官報に掲載され、7日後の13日より施行される。

### 大統領選挙実施日の発表【2月5日】

5日、ヴィテク下院議長は、大統領選挙(第1回投票)を5月10日(日)に実施する旨を発表した。第1回投票で過半数の票を獲得する候補者が出なかった場合は、5月24日(日)に上位2名による決選投票が実施される。本決定は即日官報に掲載され、選挙運動が正式に開始された。

### ドゥダ大統領による大統領選挙への立候補の意思表明【2月5日】

5日、ドゥダ大統領は、再選を目指して大統領選挙への立候補の意思を表明した。同大統領は、経済問題に効果的に取り組み、委ねられた課題及び議会選挙や自分の大統領選挙時の公約を着実に実現する政府を必要としているとし、同政府が良い法案を策定し、同じ政策案を有する大統領がこれらの法案に署名することで、引き続き政策を実行していくことができる旨述べた。

## 外交・安全保障

### ソロフ国家安全保障局長のウクライナ訪問【1月29日-30日】

29日～30日、ソロフ国家安全保障局長官はキエフを訪問し、ポーランド・ウクライナ・ルーマニア安全保障協議に参加した。同協議には、ザゴロデニク・ウクライナ国防相とともに、ダニロフ・ウクライナ安全保障評議会議長も出席しており、ポーランド、ウクライナ及びルーマニアの軍事協力を推進する構想に賛成の意を表明した。ウクライナは、黒海地域の軍事化及び同地域のロシアのプレゼンス強化を背景として同構想に積極的なスタンスをとっている。

### チャプトヴィチ外相によるバルト空域警戒任務へのポーランド軍派遣部隊の視察【2月2日】

2日、チャプトヴィチ外相は、エストニアのアマリ空軍基地を訪問し、NATOバルト空域警戒任務(Orlik 9)中のポーランド軍第9次派遣部隊を視察した。シルク・エストニア空軍司令官及び同任務の指揮官であるドゥダ中佐の歓迎を受けた後、同外相は、F-16戦闘機を含む同任務で運用している装備品及び兵士の職務について説明を受けた。

### ズジコ国防副大臣、StarComCOE を訪問【2月3日】

3日、ズジコ国防副大臣は、ラトビアのリガを訪問し、サーツNATO・StarComCOE (Strategic Communications Centre of Excellence) 所長と会談を

行った。同会談では、偽情報及び戦略的な通信に関する経験等の意見交換が行われた。

### マクロン仏大統領のポーランド訪問【2月3-4日】

2月3-4日、マクロン仏大統領がポーランドを訪問し、ドゥダ大統領と Brexit、ポーランドを含むEUの東方地域の問題等について協議した他、両大統領列席の下、ポーランド・フランス間の戦略的パートナーシップの協力プログラム、及びサイバーセキュリティ分野における協力強化のためのポーランド・フランス政府間の意思に関する宣言が各担当大臣間で署名された。マクロン仏大統領は、モラヴィエツキ首相とも主に二国間関係、現下の欧州及び国際問題について協議し、両国間の戦略的パートナーシップを確認した。同大統領はクラクフ市も訪問した。

### ペンダロフスキ・北マケドニア大統領のポーランド訪問【2月4日】

2月4日、ペンダロフスキ・北マケドニア大統領がポーランドを訪問し、ドゥダ大統領と少数者会合及び全体会合において協議を行い、ドゥダ大統領は、北マケドニアのNATO及びEU加盟の熱望を支持しており、両国間の協力が、将来的に活発で良い方向に発展することを望むとした他、記者会見において協議では二国間関係、特に経済関係に重点が置かれた旨述べた。

### チャプトヴィチ外相のブラジル訪問【2月4日】

2月4日、チャプトヴィチ外相はブラジルを訪問し、アラウージョ外相と両国の政治・経済関係、文化・科学分野における協力、安全保障等について協議して

共同宣言を発出した他、ボルソナーロ大統領と、二国間関係、軍事・経済分野での協力等について協議した。同大統領は、本年中のポーランド訪問を確認した。

## 治 安 等

### バス停で発生した暴行・強盗事件【1月31日】

31日午後7時ころ、ゴジュフ・ヴィエルコポルスキのバス停でバスを待っていた56歳の女性がフードをかぶった2人組の男に襲撃され、顔面を殴られるなどした後、財布を奪われる事件が発生した。被疑者は24歳と25歳の男で、通報を受けて駆けつけた警察官にまもなく拘束された。事件当時、被疑者は酒に酔っていたとされる。

### ヴァツワヴェク公安庁(ABW)新長官の任命【2月3日】

3日、モラヴィエツキ首相は、クシシュトフ・ヴァツワヴェク氏を新たな公安庁(ABW)長官に任命した。ヴァツワヴェク新長官は、ABW副長官からの繰り上がり就任で、経済犯罪対策に長く従事し、ABWでは戦略危機管理部長を務めたほか、反汚職庁(CBA)、最高監査院(NIK)での勤務経験もある。

### カミンスキ内務・行政大臣、欧州委関係者と移民問題に関して協議【2月3日】

3日、カミンスキ内務・行政大臣兼特務機関調整担当大臣は、ワルシャワに訪したスキナス欧州委副委員長、ヨハンソン欧州委員(内務担当)と会談し、EUの移民受け入れシステムの変更、EU国境の警備、欧州域外国境管理庁(FRONTEX)の活動等に関して意見交換した。欧州委は、2020年第1四半期に移民や亡命者に関する新協定の策定を予定し、同

改正への支持を取り付けるべく各国を訪問しており、今次来訪はその一環として行われた。

### 交通違反に対する罰則の強化【2月4日】

政府は免許取消基準の厳格化や横断歩道での歩行者保護の徹底を定めた法改正が準備しており、同法案は、1月31日に閣僚評議会に送られた。インフラ省によれば、同法案は2020年7月1日に施行される見込み。同改正では、現行の基準では市街地のみに定められている50キロ以上のスピード違反での免許取消を郊外での違反にも適応すること、横断歩道での運転手の注意義務の対象を歩行者以外にも拡大すること、住宅密集地の制限速度を60キロから50キロに引下げることなどを定めている。

### 中国人留学生の帰国引き留め【2月4日】

キェルツェのヤン・コハノフスキ大学及びヤギェロン大学は、中国国内での新型コロナウイルスの流行を受け、現在受け入れ中の中国人留学生の帰国を認めない措置を取っている。ヤギェロン大学には、現在、交換留学生20人を含む42人の中国人留学生が在籍しているとされるが課程修了後も学生寮等での待機を余儀なくされている。大学当局はこれら学生のデータを公安庁(ABW)に提供するなどして、ポーランド当局と協力しながら状況等のモニタリングを行っている。

## 経 済

### 経済政策

### 英国のEU離脱に関するモラヴィエツキ首相発言【1月31日】

31日、英国がEUを離脱したことを受け、モラヴィエツキ首相は、英国は引き続きポーランドの主要なパートナー国であり、ポーランド政府は同国との強固な結束の維持及び発展に向け尽力すると共に、英・EU間の野心的な合意形成に取り組むとした。同首相は、英国の離脱は、英・EU関係の次章に向けた円滑な移行を保証する合意に基づき、安全かつ完全に秩序だった方法で行われていると述べた。同首相は、移行期間のおかげで、両国の国民、企業、消費者、投資家、学生への実質的な影響は無く、英・ポーランド間の関税規制を含む貿易ルールに変更は無いと述べた。同時に、モラヴィエ

ツキ首相は、経済成長率の高さや失業率の低さなど、好調なポーランド経済に言及し、英国からのポーランド国民の帰還を奨励した。また、同首相は、与党の中にポーランドのEU離脱(Polexit)を構想または議論する者は一人もいないと付言した。

### EU次期中期財政枠組みに関する議論【2月1日】

ポルトガルで開催された結束政策フレンズ・グループ会合に出席したモラヴィエツキ首相は、2月20日に開催予定の特別欧州理事会における次期中期財政枠組み(2021年～2027年)の議論において、結束政策を優先事項とすべきと述べた。同首相は、EUの官僚組織の支出増額には強く反対すると述べるとともに、防衛予算の増額については、



それが結束政策予算の減額に繋がるのであれば反対するとした。また、同首相は、GDPの2%を防衛予算に割り当てるという義務は重要であり、ポーランドは他のいくつかの加盟国とは異なり、同目標を達成しているとした。

#### 50年に1度の深刻な干ばつの予想【2月3日】

グローバルテック海事経済・河川交通大臣は、降水量が少ない現在の天候が続く場合、2020年にポーランドは50年に1度の深刻な干ばつに見舞われる可能性があるとして警鐘を鳴らした。同大臣は、2019年の低水位(ビスワ川で33センチ)を考慮すると、然るべく干ばつへの備えを行う必要があるとし、今年、家庭用の溜め池整備や農業・農村開発省との

協力による土地改良等、貯水量改善のための事業を立ち上げ予定であると述べた。現在、ポーランドの貯水量は6.5%であるが、これを15%まで引き上げるべく、数年間で140億ズロチ程度の費用が見込まれるという。

#### コシチンスキ財務大臣、欧州復興開発銀行(EBRD)総裁への立候補を表明【2月5日】

コシチンスキ財務大臣は、欧州復興開発銀行(EBRD)総裁への立候補を表明した。同大臣は、世界で最も重要な金融機関のひとつであるEBRDの将来は、より早い経済成長を目指すポーランド及びその他諸国にとって非常に重要であると述べた。総裁選挙は5月に実施される予定。

### マクロ経済動向・統計

#### 1月の購買担当者景気指数(PMI)【2月3日】

IHS Markitによると、1月の購買担当者景気指数(PMI)は、47.4ポイントとなり、前月の48.0ポイントから低下した。生産高、新規受注、購買数量、雇用が低下傾向にある。

#### EU加盟国の最低賃金水準【2月5日】

Eurostatが発表した2020年1月時点の統計に

よると、EU27か国で法定最低賃金を定めている21か国のうち、月額最低賃金の最高額はルクセンブルグの2,142ユーロ、最低額はブルガリアの312ユーロであった。ポーランドの月額最低賃金は611ユーロで12位であった。なお、2010年1月時点と比較すると、ギリシャを除く20か国全てで最低賃金は上昇しており、ポーランドは年平均6.6%増となった。

### ポーランド産業動向

#### ホラワ・インフラ副大臣の新中央空港(CPK)に係る発言【1月30日】

ホラワ・インフラ副大臣は、公共放送TVP1において、インフラ省が世界の優れた空港の中から新中央空港(CPK)に係るマスタープラン作成を支援する戦略アドバイザーを選定していると述べた。日本については、成田空港とも先行的対話を実施しており、同空港が戦略アドバイザーに選定される可能性は高いとした上で、日本は高速列車に関し豊富な経験を有しており、新幹線は世界最高の高速鉄道として認識されていると述べた。また、同副大臣は、CPK計画の一部である高速鉄道システムは、他の鉄道システムと切り離すことはできず、ある種の整合性の問題が生じる可能性はあるが、解決に向けて努力するとして、TGVを有するフランス国鉄SNCFが高速鉄道の技術基準に関して助言を行うと述べた。同副大臣によれば、CPKは2027年末の開港を予定しているが、これを達成するためには、2020年中にCPKに関する法律の改正、政府戦略の策定を行い、2023年に建設を開始する必要がある。

#### 鉄道企業の投資動向【1月31日】

ポーランド国鉄(PKP Intercity)は、2023年まで

に総額70億ズロチを投資し、新車両とエンジンの購入、既存車両の近代化、車両清掃場等の整備を実施する。同投資により、新車両185台の投入、既存車両700両の近代化が実施され、約8割が近代化される予定である。

#### Playによる5Gネットワーク立ち上げ【2月4日】

携帯電話事業者 Play は、2020年2月末までに、5つの大都市及び11の小都市で500の基地局による5Gネットワークの立ち上げを予定している。同社のハリソン社長は、集中的な5Gのインフラ開発や試験の実施による経験の蓄積により、商用サービスの提供が可能になったとし、ポーランドの消費者に最新技術及びこれに関連する利益を提供することを目的に活動していると述べた。

#### グダンスクの廃棄物処分プラントへの欧州委からの補助【2月4日】

欧州委員会は、グダンスク市に対し、廃棄物処分プラントの建設に関する補助金6,300万ユーロの支出を決定した。同補助金は、EU結束基金のインフラ・環境プログラムによるもので、廃棄物の熱処理プロセスにより、国家規模でのエネルギー生成、グダンスクにおける熱生成が期待される。欧州

委員会地域・都市政策総局のガレフスカ氏は、EUが最も着目しているのは、環境的利益と経済的利益のバランスと述べた。

#### 新型コロナウイルスの経済的影響【2月4日】

エミレヴィチ開発大臣は、新型コロナウイルスの

経済的影響に関し、中国へのポーランド企業の進出は中小企業を中心であるが、現時点で中国進出ポーランド企業に撤退の兆候はないとし、ポーランド経済のみならず世界経済に影響を及ぼし得るため、柔軟に対応すると述べた。

### エネルギー・環境

#### PGEGグループによるドルナ・オドゥラ発電所へのパワーブロックの建設【1月31日】

国営電力会社PGEGグループは、ゼネラル・エレクトリック・グローバル・サービスとポーランド企業ポリメックス・モストスタール社のコンソーシアムと、ポーランド北西部のドルナ・オドゥラ発電所のパワーブロック2機の建設に関する契約を締結した。47.3億ズロチをかけて電気容量683MWeの蒸気ガスブロックを建設し、2023年12月11日の稼働を予定している。調印式に出席したドゥダ大統領は、同ブロックは石炭を用いるものに比べ大幅に二酸化炭素排出量を抑えることができ、ポーランドが環境保護政策を実施している証であると述べた。

#### 電気バス購入に係るEU補助金【1月31日】

ヤロシンスカ＝イエディナク基金・地域政策大臣は、EUからの補助金により、ポーランド全国で190台の電気バスの購入が可能になると述べた。13都市を対象に、総額4.6億ズロチの支援が見込まれている。

#### 環境・エネルギーに関する世論調査【2月4日】

ジェニク・ガゼタ・プラブナ紙とRMFラジオが共同で実施した世論調査では、ポーランド人の92%が気候変動・大気汚染を認識しており、約6割が石炭依存からの脱却を希望すると回答した。代替燃料として原子力を利用することについては、51%が賛同し、電気・暖房料金が高くなっても同意するとの回答も51%であった。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年2月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

#### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となっ

た他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルスに関する注意喚起**

新型コロナウイルスの感染が中国をはじめとするアジア諸国において報告されています。今後、それらの国々だけではなく、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が拡大する可能性があります。

現在のところポーランドで同ウイルスへの感染は確認されておりませんが、同感染の疑いのある事案が報じられています。最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **新型旅券の交付開始に関する御案内**

令和2年2月4日以降、日本国内の旅券事務所及び在外公館において受理する旅券(パスポート)の発給申請につきましては、新型の2020年旅券を交付することになります。同旅券はIC内の個人情報の不正読取り等を防ぐ機能を強化しているほか、偽造防止能力を高めるため、葛飾北斎の「富嶽三十六景」をデザインに取り入れています。なお、同旅券の最初の交付予定日は、旅券事務所や在外公館によって異なりますので御了承ください。新型旅券のデザイン等につきましては下記リンク先を御覧ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page23\\_002803.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page23_002803.html)

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00



**【予定】第6回日本映画祭【2月7日(金)～9日(日)】**

ワルシャワの映画館 Elektronik にて「日本映画祭」が開催されます。各映画入場料15PLN。(英語・ポーランド語字幕付)

上映スケジュール:

2月7日(金) 19:00 「勝手にふるえてろ」大九明子監督 2017年  
 2月8日(土) 18:00 「DESTINY 鎌倉ものがたり」山崎貴監督 2017年  
 2月9日(日) 17:00 「モリのある場所」沖田修一監督 2018年  
 19:00 「ミックス」石川淳一監督 2017年

開催場所: Elektronik 映画館、Gen. Zajaczka 通り 7 番

詳細: <http://kinoelektronik.pl/2020/01/17/nieznane-oblicza-japonii-edycja-vi-7-902/>

主催: 在ポーランド日本大使館, 国際交流基金, エレクトロニク映画館

**【予定】映画上映会「Home Sweet Tokyo」【2月10日(月) 17:00】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「Home Sweet Tokyo」が上映されます(日本語音声, 英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

**【予定】日本映画祭【2月14日(金)～16日(日)】**

ポズナンの映画館 Kino Pałacowe にて「日本映画祭」が開催されます。各映画入場料10PLN。(英語・ポーランド語字幕付)

上映スケジュール:

2月14日(金) 18:30 「勝手にふるえてろ」大九明子監督 2017年  
 2月15日(土) 16:45 「モリのある場所」沖田修一監督 2018年  
 18:30 「ミックス」石川淳一監督 2017年  
 2月16日(日) 18:30 「DESTINY 鎌倉ものがたり」山崎貴監督 2017年

開催場所: Centrum Kultury Zamek, Kino Pałacowe 映画館、Św. Marcin 通り 80/82 番

詳細: <https://kinopalacowe.pl/>

主催: 在ポーランド日本大使館, 国際交流基金, パワツォヴェ映画館

**【予定】日本茶に関する講演会およびミニコンサート【2月17日(月) 17:00】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本茶に関する講演会およびミニコンサート(三味線とピアノ)が開催されます。入場は無料です。

参加登録: info-cul@wr.mofa.go.jp

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

**【予定】講演会「日本の着物からバロックのドレスまで」【2月19日(水) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、服装専門家のアンナ・ヌジンスカ氏による講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

参加登録: info-cul@wr.mofa.go.jp

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))